

表 6. 受動喫煙防止対策助成金 都道府県別利用状況（厚生労働省ホームページより）

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		累計	
	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額	交付件数	交付額
1 北海道	1	207	1	2,000	22	25,589	52	65,699	76	93,495
2 青森	0	0	0	0	2	2,808	5	6,530	7	9,338
3 岩手	0	0	0	0	6	5,798	4	2,515	10	8,313
4 宮城	1	551	3	3,018	6	8,416	14	12,101	24	24,086
5 秋田	0	0	0	0	1	1,000	6	4,799	7	5,799
6 山形	3	891	3	1,859	8	4,492	16	14,583	30	21,825
7 福島	0	0	2	507	17	15,623	19	17,821	38	33,951
8 茨城	0	0	5	7,923	10	9,817	16	17,461	31	35,201
9 栃木	0	0	2	1,703	12	18,168	17	23,837	31	43,708
10 群馬	0	0	1	268	5	6,828	17	22,101	23	29,197
11 埼玉	1	393	0	0	7	6,974	4	5,307	12	12,674
12 千葉	1	1,037	2	2,513	12	12,219	7	8,926	22	24,695
13 東京	3	2,014	7	5,384	21	24,137	38	44,272	69	75,807
14 神奈川	0	0	2	651	6	7,437	11	14,080	19	22,168
15 新潟	0	0	2	1,311	9	8,069	12	7,307	23	16,687
16 富山	0	0	0	0	4	3,672	11	9,117	15	12,789
17 石川	0	0	1	200	4	2,818	10	8,759	15	11,777
18 福井	0	0	1	523	15	14,110	9	7,274	25	21,907
19 山梨	0	0	2	2,400	2	2,891	0	0	4	5,291
20 長野	1	587	4	2,394	11	9,435	19	17,485	35	29,901
21 岐阜	1	662	0	0	3	1,619	5	4,780	9	7,061
22 静岡	0	0	0	0	4	4,954	14	20,186	18	25,140
23 愛知	1	228	0	0	12	11,937	21	17,286	34	29,451
24 三重	0	0	2	537	4	4,700	5	6,573	11	11,810
25 滋賀	0	0	1	570	2	2,247	6	8,870	9	11,687
26 京都	1	747	0	0	3	4,144	8	7,796	12	12,687
27 大阪	1	1,477	2	1,660	41	46,068	72	110,318	116	159,523
28 兵庫	0	0	32	23,760	18	26,880	28	30,890	78	81,530
29 奈良	0	0	0	0	4	5,052	2	3,246	6	8,298
30 和歌山	0	0	0	0	2	2,455	4	4,321	6	6,776
31 鳥取	0	0	0	0	3	2,129	6	6,096	9	8,225
32 島根	1	2,000	1	500	4	3,381	3	2,988	9	8,869
33 岡山	0	0	0	0	1	472	9	8,100	10	8,572
34 広島	0	0	1	583	8	6,657	9	12,018	18	19,258
35 山口	0	0	0	0	23	21,266	7	6,524	30	27,790
36 徳島	0	0	0	0	2	2,081	1	432	3	2,513
37 香川	0	0	0	0	3	2,839	4	3,721	7	6,560
38 愛媛	0	0	1	918	1	454	0	0	2	1,372
39 高知	0	0	0	0	1	2,000	1	880	2	2,880
40 福岡	1	448	2	1,239	11	13,699	11	11,839	25	27,225
41 佐賀	0	0	0	0	0	0	5	4,699	5	4,699
42 長崎	0	0	0	0	2	948	4	2,527	6	3,475
43 熊本	1	740	2	382	8	10,394	9	10,424	20	21,940
44 大分	0	0	0	0	1	1,083	9	7,637	10	8,720
45 宮崎	0	0	0	0	1	593	4	7,104	5	7,697
46 鹿児島	0	0	0	0	5	5,107	9	10,036	14	15,143
47 沖縄	0	0	0	0	0	0	1	659	1	659
合計	18	11,982	82	62,779	347	373,460	544	619,924	991	1,068,145

交付額の単位は千円。

※：平成23年度は10/1～3/31の半年間の実績（制度開始が10/1だったため）  
 平成25年度は5/16～3/31の約11ヶ月の実績（予算成立の翌日から受付を開始したため）

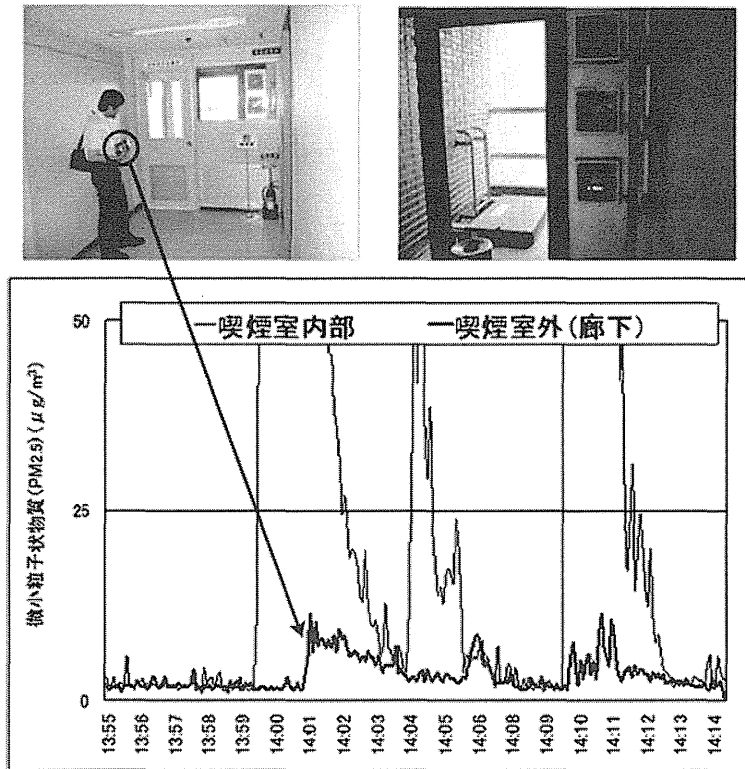


図3. 「一定の要件を満たす喫煙室」から漏れるタバコ煙の測定状況と結果（日衛誌. 70; 3-14, 2015）

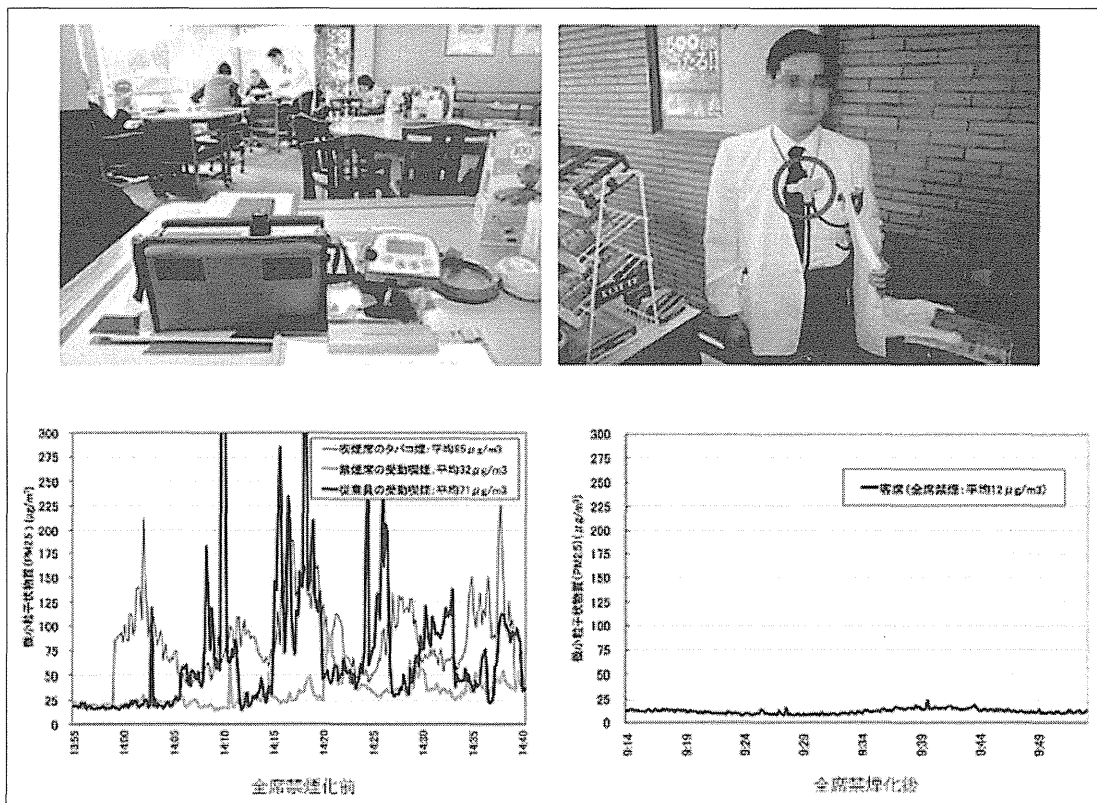


図4. 某ファミリーレストラン、全席禁煙化前後の客席と従業員の受動喫煙曝露濃度の測定風景と結果（日衛誌. 70; 3-14, 2015）

# 東京五輪・パラリンピック大会にむけた 屋内施設全面禁煙化のための法規制

## KEY FACT (要約)

- 世界保健機関(WHO)と国際オリンピック委員会(IOC)は、たばこのないオリンピック大会を推進することを求めている
- 2004年のアテネ大会以降、冬季大会を含むすべての大会は屋内を全面禁煙とする法律や条例のある国・都市で開催されている
- 2020年の東京大会の会場は、他の都道府県に及ぶことから、公共場所や職場等の屋内を全面禁煙とする法律の制定が必要である
- 屋内全面禁煙という法規制の強化は、受動喫煙による健康被害の防止につながり、飲食店等のサービス産業に対してもマイナスの経済影響はみられないことが証明されている

## 1 なぜ必要か？

- 国際オリンピック委員会(IOC)は、1988年のカルガリー大会以降、オリンピックでの禁煙方針を採択し、会場内外の禁煙化とともにたばこ産業のスポンサーシップを拒否してきました<sup>1)</sup>。
- 2004年のアテネ大会以降、冬季大会も含め、オリンピック・パラリンピック大会は、屋内を全面禁煙とする法律や条例がある国・都市で開催されることが慣例となっています(表1)。
- 2010年には、WHOとIOCは、すべての人々に運動とスポーツを奨励し、「たばこのないオリンピック」を推進することに合意しています<sup>2)</sup>。
- たとえば、2012年のロンドン大会ではイギリス全土で屋内施設を全面禁煙とする法律が施行されていました。2014年2月のソチ大会ではオリンピックの開催がきっかけとなり、大会の1年前にロシア全土の屋内施設を全面禁煙とする法律が制定され、2013年6月から施行されています。2016年のブラジル大会では、2009年に制定された法律が施行されています。2018年の平昌(ピョンチャン)大会を控えた韓国でも、2015年1月から屋内は全面禁煙(一部の例外を除く)となりました。2022年の冬季大会を招致した北京市も2015年6月から罰則を伴う条例により、屋内の全面禁煙が徹底されました。

表1. オリンピック開催地の受動喫煙防止に関する法律等

開催年	開催都市	根拠(制定年)	罰則
2004	アテネ	法律(2000)	○
2006	トリノ	法律(2005)	○
2008	北京	市条例(2008)	○
2010	バンクーバー	州法(2008)	○
2012	ロンドン	法律(2006)	○
2014	ソチ	法律(2013)	○
2016	リオデジャネイロ	州法(2009)	○
2018	平昌	法律(2015)	○
2020	東京	なし	
2022	北京	市条例(2015)	○

(注) 2006年のトリノ大会と2008年の北京大会を除いて、オリパラ開催時に罰則付きの屋内全面禁煙を求める法規制が施行。イタリアの法律では飲食店やバーにおいて喫煙室の設置が認められているが、閉鎖性の高い喫煙専用室となるよう厳しい基準が設定されており、実質的には全面禁煙に近い。北京市では2015年に規制が強化され、屋内全面禁煙が徹底された。法規制の対象となる場所は、公共施設、医療施設、教育機関などのほか、飲食店も含まれている(ただし、ソチ大会においては飲食店は対象外)。

(東京都受動喫煙防止対策検討会、第1回検討会資料をもとに作成)

## 2 現状はどうか？

- わが国は、2003年に施行された健康増進法第25条によって受動喫煙対策が施設管理者の努力義務になり、官公庁や医療機関、学校等の公共施設の屋内禁煙化が進みました。しかし、飲食店等のサービス産業において屋内禁煙を実施している施設は少ないのが現状です。
- 2015年に施行された労働安全衛生法では事業者にも受動喫煙対策が求められるようになりましたが、屋内全面禁煙のほか、空間分煙が認められ、健康増進法と同様、罰則はありません。
- 2014年10月から2015年5月にかけて東京都受動喫煙防止対策検討会を6回開催し、「2018年までに条例化の検討を行うこと」が都に対して提言されました<sup>3)</sup>(表2)。最後の第6回検討会の直前に、日本学術会議から「東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言」が都知事宛に提出されました<sup>4)</sup>。24の医・歯学会で構成される学会禁煙推進学術ネットワークは、2014年に引き続き、2015年8月31日、日本医師会、日本医学会と連名で、都知事、都議会議員、担当大臣等宛に東京都受動喫煙防止条例の制定について再度要望書を提出しました<sup>5)</sup>。日本医師会、健康体力づくり事業財団など131団体で構成される「受動喫煙のない日本をめざす委員会」は2014年11月に東京都へ条例制定の要望を行いました<sup>6)</sup>。いずれの要望もサービス産業を含

めた屋内施設を全面禁煙化する法整備を求める内容でした。

- 2016年1月25日には東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、内閣官房副長官を座長とする「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が結成され、公共の場等における対策の強化の検討が始まりました。

表2. 東京オリパラにむけた政府、東京都、学術団体等の動き

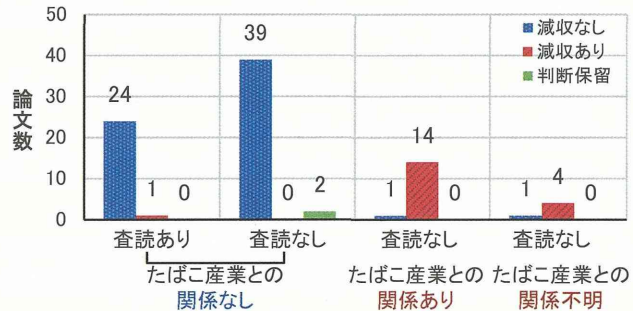
年月	機関・団体名	内容
2014年7月	禁煙推進学術ネットワーク	東京都への条例制定の要望
2014年10月～15年5月	東京都	受動喫煙防止対策検討会の開催(計6回)
2014年11月	受動喫煙のない日本をめざす委員会	東京都への条例制定の要望
2015年5月	日本学術会議	東京都への条例制定の緊急提言
2015年8月	禁煙推進学術ネットワーク、日本医師会、日本医学会	東京都への条例制定の再要望
2016年1月	政府	東京オリパラ関係府省庁連絡会議の下に「受動喫煙防止対策強化検討チーム」を結成

### 3 取り組むべきことは何か？

- FCTC第8条(受動喫煙からの保護)とそのガイドライン<sup>7)</sup>で求められている公共場所や職場等の屋内の全面禁煙化を実現するための法整備が必要です。
- 東京大会の会場は、東京都だけではなく、北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県など他の府県にも及ぶことから、東京都での条例制定にとどまらず、東京大会をきっかけとして、屋内を全面禁煙とする法律の制定が望まれます。
- 飲食店等のサービス産業を全面禁煙とする法律・条例を検討する際に、「禁煙にすると営業収入が低下する恐れがある」という意見が出されます。
- すでに多くの国で飲食店等のサービス産業を含めて全面禁煙とする法律が施行されていますが、その収入は変わらなかったことが、2009年の国際がん研究機関(IARC)の研究論文のレビューで証明されています<sup>8)</sup>。飲食店等の経営者に店舗の禁煙化は従業員や顧客を他者危害性<sup>9)</sup>のある受動喫煙から守るだけでなく、「ビジネスチャンス」であると伝えることが必要です。

#### 飲食店を禁煙にしても売り上げは低下しない

2009年のIARCのレビュー<sup>8)</sup>に用いられた論文について、たばこ産業からの研究助成など、たばこ産業との関連の有無に分けて結果を比較検討したところ、たばこ産業と関係のない研究者の66論文のうち63論文(95%)で「収入は減少しなかった」と結論されたのに対し、たばこ産業と関係のある15論文のうち14論文(93%)は「減収があった」と結論づけられていました<sup>10)</sup>(図1)。「禁煙化で売り上げが減る」というのは、根拠のない通説に過ぎません。

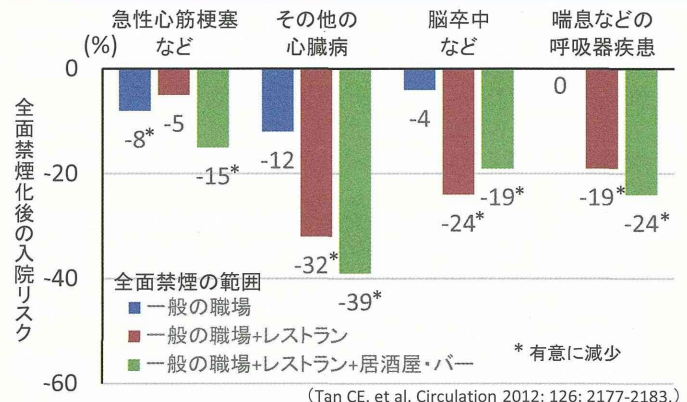


(平成25年度 厚生労働省 第3次対がん研究 中村班: 分担研究者 大和 浩)

図1. 受動喫煙防止の法制化によるサービス産業への経済影響—たばこ産業との関係の有無別の結果の分析—

### 4 期待される効果は？

- 職場やレストランなどの屋内の喫煙が法律によって包括的に禁止された国々では、心筋梗塞などの心疾患が15~39%、脳血管疾患が19%、喘息やCOPDなどの呼吸器疾患が24%減少したことが45論文のメタ解析により報告されています<sup>11)</sup>(図2)。その効果は、禁煙化の範囲がレストラン、居酒屋・バーを含む国の方が大きいこともわかりました。また、早産や子どもの喘息の入院が減少することも11論文のメタ解析により報告されています<sup>12)</sup>。
- 2020年の東京大会には海外から多くの選手団と観光客が来られます。会場だけでなく、京都などの観光地にも足を伸ばす外国人も多いことでしょう。日本に来られる選手団や観光客は屋内が禁煙化された国から来日される方が少なくありません。選手団と観光客にきれいな空気の中で日本の文化や食事などを楽しまてもらえることは、「おもてなし」であり、良い思い出として持ち帰ってもらえます。



(Tan CE, et al. Circulation 2012; 126: 2177-2183.)

図2. 法律による全面禁煙化の範囲と病気の減少(入院リスク)

### 5 よくある疑問や反論についてのQ&A

- Q. フランスやイタリアではレストランやバーに喫煙室の設置を容認している。日本もこれにならうのでよいのではないか？
- A. 飲食店に喫煙専用室の設置を認めている国もありますが、完全密閉式で、空調と独立した排気装置を備え、周囲の禁煙区域よりも5パスカル以上の陰圧を維持するなど、わが国と比べて、はるかに厳しい条件を設けています。従業員の受動喫煙を防ぐため、喫煙室での飲食物の提供を禁じている国もあります。そのため、喫煙室を作る飲食店はほとんどなく、実質的に全面禁煙となっています。飲食店等のサービス産業においても屋内全面禁煙とすべきですが、どうしても喫煙室の設置を認めるのであれば、諸外国のような厳しい条件を設定する必要があります。

- Q. 日本では路上喫煙禁止条例などを制定して屋外での喫煙を禁止する自治体が多い。これは海外からの観光客にも喜ばれることではないか？
- A. 屋内を全面禁煙としている国では、路上で喫煙する人が多いです。たばこの臭いがしても、屋外であれば息を止めればやり過ごすことができます。しかし、飲食店等の閉鎖空間では息をとめることはできません。本来の優先順位は、まず屋内の全面禁煙化、次に人通りの多い路上での喫煙禁止です。日本では海外に比べて後者が先行しています。2020年の東京大会を契機に、飲食店も含め公共場所の屋内全面禁煙を達成することができれば、海外からの観光客にも喜ばれるだけでなく、そこで働く労働者の健康を守ることができます。

#### 【参考文献】

- 1) WHO Tobacco Free Olympics ([http://www.who.int/tobacco/free\\_sports/olympics/en/](http://www.who.int/tobacco/free_sports/olympics/en/))
- 2) WHO and the International Olympic Committee sign agreement to improve healthy lifestyles ([http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc\\_20100721/en/](http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2010/ioc_20100721/en/))
- 3) 東京都福祉保健局: 受動喫煙防止対策検討委員会 ([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judokuitsuenboushitaissaku\\_kentoukai/](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judokuitsuenboushitaissaku_kentoukai/))
- 4) 日本学術会議: 東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言。2015。
- 5) 禁煙推進学術ネットワーク: 2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けて、東京都受動喫煙防止条例制定の再要望書。2015。 (<http://tobacco-control-research-net.jp/action/documents/150831-Tokyo-Olympic-smoking-ban.pdf>)
- 6) 受動喫煙のない日本をめざす委員会: 東京都受動喫煙防止条例の請願と条例案の提出について。2014。 (<http://www.nosmoke55.jp/tokyoolympicoyosei2014.pdf>)
- 7) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, Implementing smoke-free environments, 2009.
- 8) IARC Handbooks of Cancer Prevention, Tobacco Control, Vol. 13: Evaluating the effectiveness of smoke-free policies, 2009.
- 9) 厚生労働省: 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書。2009
- 10) 大和浩: 受動喫煙防止の法規制の戦略的実現とその効果検証に関する研究。厚生労働省平成25年度「発がんリスクの低減に資する効果的な禁煙推進のための環境整備と支援方策の開発ならびに普及のための制度化に関する研究」報告書。
- 11) Tan CE, et al: Association between smoke-free legislation and hospitalizations for cardiac, cerebrovascular, and respiratory diseases: a meta-analysis. Circulation 2012; 126: 2177-2183.
- 12) Been JV, et al: Effect of smoke-free legislation on perinatal and child health: a systematic review and meta-analysis. Lancet 2014; 383: 1549-1560.

本ファクトシートは、平成27年度厚生労働科学研究費補助金による循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」班(研究代表者 中村正和)の補助金の賦課を得て作成しました。  
作成担当: 大和浩(産業医科大学)、中村正和(公益社団法人地域医療振興協会)

わが国の現状と課題の抽出・課題解決の方策の検討  
第9・10条 たばこ成分・情報開示の規制、第11条 警告表示

分担研究者 櫻田尚樹 国立保健医療科学院生活環境研究部・部長  
研究協力者 稲葉洋平 国立保健医療科学院生活環境研究部・主任研究官  
戸次加奈江 国立保健医療科学院生活環境研究部・研究員  
内山茂久 国立保健医療科学院生活環境研究部・客員研究員  
(千葉大学大学院工学研究科・特任研究員)

### 研究要旨

本研究の目的は、国民の健康を守る観点から、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control; WHO FCTC）の履行状況を検証し、政策提言を行うことにある。本年度は、FCTC 第11条について主として検討した。第11条では喫煙率の減少に向けたたばこ製品の健康警告表示について定められ、その実行のためのガイドラインが示されている。健康被害警告の影響力は、その情報を提示するたばこ包装パッケージ表示におけるサイズとデザインによって異なる。現在国内の製品で実施されている、曖昧で文字のみの警告が与える影響力は小さい。一方で、包装表面の目立つ健康被害警告は、喫煙者と非喫煙者にとって有効な健康情報源となり、健康への知識とリスクの認識を高めることができ、禁煙を促進することができる。また包括的な警告は特に若者で効果的であり、喫煙開始を防ぐのにも役立つと考えられる。さらに強力な感情的反応を誘発する画像入りの健康被害警告は、著しく効果が高いことが確認されている。

今後国内において、たばこ警告表示を短く明確な文言を用い、より大きな文字・面積で示すとともに、少なくとも写真・画像警告表示の導入を早期に実現し、主に未成年者を対象とした喫煙に関する教育・啓発に力を注ぐとともに、喫煙者のためのクイットラインの表示を含め、総合的なたばこ対策をより一層強力に推進していく必要がある。

本年度は、これらの成果を踏まえ、たばこパッケージに関する最新の知見をまとめたファクトシートを作成した。

### A. 研究目的

本研究の目的は、国民の健康を守る観点からたばこ規制枠組み条約 FCTC の履行状況を検証し、政策提言を行うことにある。特に本年度は、FCTC 第11条について、1)FCTC で求められる内容、2)わが国の現状と課題、3)関連する国内法規とたばこ規制推進にあたっての法的課題、4)今後の対策にむけた課題、等について検討を行った。

### B. 研究方法

WHO 'Tobacco control country profiles'等公開されている情報および文献的検討に加えて、国内外のたばこ対策研究を行っている研究者との情報交換より検討を加えた。

### C. 研究結果と考察

#### C.1. FCTC11条「たばこ製品の包装及びラベル」及びガイドライン

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control; WHO FCTC）「第11条：たばこ製品

の包装及びラベル」では、締約国に対して、たばこによる有害な影響を示す健康警告とメッセージの表示が義務付けられている[1]。2008年には、COP3（第3回締約国会議）において、第11条のガイドライン[2]も採択された。

FCTC 第11条では、

(a) たばこ製品の包装及びラベルについて、虚偽、誤認させるもしくは詐欺的な手段又はたばこ製品の特性、健康への影響、危険もしくは排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いることによってたばこ製品の販売を促進しないこと。例えば、「低タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」や「マイルド」の語句の禁止を求めている。

(b) たばこ製品パッケージには、政府の承認した、複数の、たばこの使用による有害な影響を示す健康に関する警告表示を求めている。実施にあたっては、大きく、明瞭なものであり、主たる表示面の50%以上を占めるべきであり、少なくとも30%を下回るものであってはならな

い。さらに、写真もしくは絵を含めることができる。

(c) 上記に規定する警告に加え、たばこ製品の関連のある含有物及び排出物についての情報を含める。

としている。

ガイドラインの中では、警告表示は、大きく明瞭なものとし、目に入りやすいパッケージの上方に示すことが効果的であるとしている。さらに画像警告表示は、視認性が高く、健康被害に対する警告がより効果的に伝達し、効果が持続的であり、たばこの消費をより効果的に抑えることができる。無料禁煙相談の電話番号（クイットライン）の表示は喫煙者の行動変容に非常に役立つ、と示されている。

### C. 2. 日本の現状

日本国内では 1972 年に初めて「健康のため吸いすぎに注意しましょう」と側面に表示され、1990 年以降「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」と表示されてきた。しかし、これらは、吸いすぎなければ問題ない、というイメージを提示するものでもあった。現在の国内のたばこ製品のパッケージには、たばこ事業法第 39 条及びたばこ事業法施行規則第 36 条の規定により定められたそれぞれ 4 種の警告文（注意文言、図 1、表 1）がパッケージ主要面表裏の下部に表示面の 30% の大きさで小さな文字でテキストによる注意文言だけが示されており、FCTC で提唱される最低限の条件を満たしているのみの状況である。FCTC 実施のための包括的な政策パッケージ MPOWER プロジェクト [3] による各国の警告表示実施状況、およびそれに基づいた各国ランキングでは 110 位に留まっており、対策が遅れていることが明白である（表 2）。

虚偽のまたは誤解を招くため使用禁止が求められているパッケージ上での「light」、「mild」、「low tar」などの用語に関しても、たばこ事業法施行規則第 36 条 2 項により、これらの用語等の意味が、健康に対する影響の軽重ではなく、喫味の軽重であることを喫煙者に周知すれば、これら用語等の使用を継続可能としており、早急に第 11 条の本来の目的に則り、これらの用語の使用禁止が求められる（表 2・第 18 項目）。

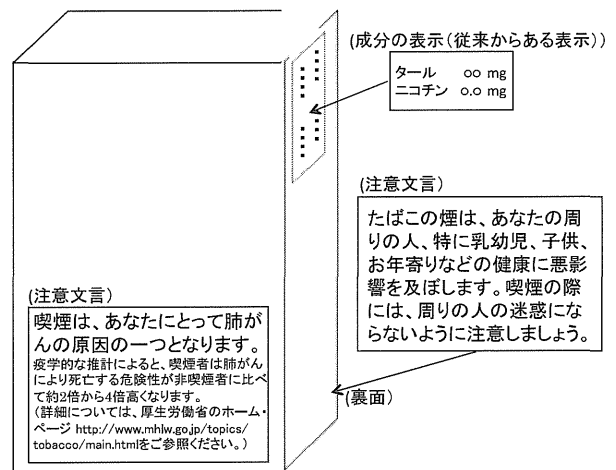


図1 たばこ包装イメージ

表1 日本のたばこパッケージの警告表示

第一	1	喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなります。疫学的な推計によると、喫煙者は肺がんにより死亡する危険性が非喫煙者に比べて約2倍から4倍高くなります。
	2	喫煙は、あなたにとって心筋梗塞の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は心筋梗塞により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。
	3	喫煙は、あなたにとって脳卒中の危険性を高めます。疫学的な推計によると、喫煙者は脳卒中により死亡する危険性が非喫煙者に比べて約1.7倍高くなります。
	4	喫煙は、あなたにとって肺炎腫を悪化させる危険性を高めます。
第二	5	妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。疫学的な推計によると、たばこを吸う妊婦は、吸わない妊婦に比べ、低出生体重の危険性が約2倍、早産の危険性が約3倍高くなります。
	6	たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。
	7	人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。
	8	未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。

### C. 3. 海外の動向

#### 1) 警告表示面積の拡大と画像警告表示の導入

パッケージ主要面に大きな警告表示をすることはたばこ対策に非常に有効であり、表 2 に示すように現在世界でもっとも大きい面積を占める健康警告表示はタイのパッケージで、主要面裏表の 85% を警告表示が占めている（表 2・第 2-4 項目、図 2）。加えて、画像による健康被害警告表示は非常に効果的である。画像警告表示はカナダで 2001 年に世界で最も早くを導入されたのち、オーストラリア、ヨーロッパ、アフリカ、タイ、マレーシア、フィリピン等の東南アジア諸国等の国々においても、たばこ対策の手段として導入された [4; 5]。カナダがん学会がまとめた報告書「Cigarette Package Health Warnings: International Status Report, 第 4 版」によると 2010 年には、画像警告表示を導入した国が 34 ヶ国であったのに対し、2015 年には 77 ヶ国にまで増加し、年々、導入国は増加傾向にある（表 2・第 10 項目） [6]。

表 2 締約国における紙巻きタバコ包装・健康警告表示に関する規制事項

たばこ包装上の健康警告表示	オーストラリア	カナダ	タイ	トルコ	マレーシア	フランス	フィリピン	イギリス	韓国	イタリア	アメリカ	ドイツ	日本
1 包装上の健康被害警告表示の法的な義務はあるか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
2 包装の主要面に占める健康被害警告表示面積の割合 (%)	83	75	85	65	55	35	50	35	30	35	50	35	30
3 包装の主要面前面に占める健康被害警告表示面積の割合 (%)	75	75	85	65	50	30	50	30	30	30	50	30	30
4 包装の主要面後面に占める健康被害警告表示面積の割合 (%)	90	75	85	65	60	40	50	40	30	40	50	40	30
5 健康被害警告を包装の主要面上方に表示するよう法的な規制があるか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	No	No	Yes	No	No
6 健康被害警告の文字の形式、大きさ、色についての法的な規制があるか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No
7 健康被害警告の効果・持続性を維持させるため、常に最新の多様な警告内容を並列的に交換で表示しているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
8 健康被害警告は国内の公用語で表示されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
9 たばこ警告表示が、納税印紙などの必要不可欠な、いかなるマーキングによっても隠されてはならないことが、法的に規制されているか	Yes	Yes	No	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	No	Yes
10 包装上の健康被害警告表示には写真や図が使用されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	No	No
11 健康警告表示はたばこ製品の個装その他の包装並びにあらゆる外側の包装及びラベルに表示されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	Yes	Yes	Yes	Yes
12 健康警告表示は、国内で製造されるもの、領内に輸入されるもの、免税品を含む全てのたばこ製品を対象に規制されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
13 たばこ警告表示が、たばこ産業の責務を減免するものではないことを法的に言及しているか	No	Yes	No	Yes	No	No	No	No	No	No	No	No	No
14 包装上の健康警告表示は、喫煙による健康被害を表示しているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
15 特定の健康被害警告表示を法的に規制しているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
16 いくつかの特定の健康警告表示が法的に義務付けられているか	14	16	10	16	12	16	12	16	1	16	9	17	8
17 健康被害警告に関する違反に関して法的な罰金が要求または徴収されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
18 包装上での健康影響に対する誤解を招く可能性のある「ロータール」、「ライト」、「フルトライト」、「マイルド」などの情報表示を禁止するよう法的に規制されているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No
19 健康影響に対して誤解を招く可能性のある図やサインまたは色や数字を含む包装及びラベルの使用が法的に規制されているか	Yes	No	Yes	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No
20 たばこの包装やラベル上に香味料を表す表現を使用することができないことが法的に規制されているか	Yes	Yes	Yes	No	No	No	No	No	Yes	No	No	No	No
21 銘柄や商標の一部として使われる場合も含め、包装上にはたばこ主流煙の（タール、ニコチン、酸化炭素）イールド数値の表示を法的に禁止することが規制されているか	Yes	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No
22 包装上にたばこの含有物や排出物に関する定性的な情報を表示することが法的に規制されているか	Yes	Yes	Yes	No	Yes	No	Yes	No	Yes	No	No	No	No
23 たばこの含有物や排出物に関する定性的な情報を包装の前後主要面に記載することが法的に規制されているか	No	No	No	-	No	-	No	-	Yes	-	-	-	-
24 包装上にたばこの安全性をほめかす可能性を持つ「消費期限」を表示することが法的に規制されているか	Yes	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No	No
25 クイックラインを包装上あるいは商標と共に記載することを法的に規制しているか	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	Yes	No	Yes	No	No
26 ブレーンパッケージの使用が法的に規制されているか	Yes	No	No	No	No	No	No	No <sup>a</sup>	No	No	No	No	No
Yesの回答数	20	17	17	16	15	14	13	13	13	12	12	10	9
Canada Cancer Society: Cigarette Package Health Warnings, International Status Report (4th Ed., Sep. 2014) における警告表示面積から見たランキング	2	4	1	7	23	61	28	61	110	92		92	110

a 2015年にブレーンパッケージ導入決定。

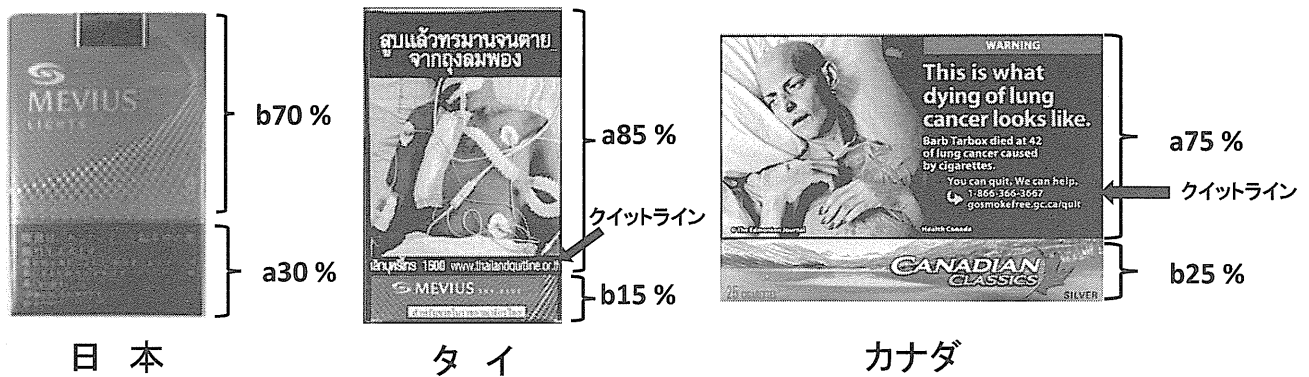


図2 各国の健康警告表示の例  
 a; 健康警告表示, b; ブランド名等。日本たばこ産業株式会社の主要銘柄メビウスも国内では主要面下部に30%のテキストでの注意文言のみ。タイでは主要面上部の85%に画像警告とともにクイットラインを含めた警告表示をつけて販売されている。画像警告表示を最初に導入したカナダも主要面上部にクイットライン表示を伴った警告表示。

国外で販売される日本のたばこ製品についても、その国の法規制に対応した警告表示が使用されていることから、日本たばこ産業の同じ銘柄であっても海外では画像入りの警告やクイットライン（表2-第25項目）を表示して販売する国も多く、同じ銘柄であっても、そのパッケージ警告表示は販売国により大きく異なる（図2）。

## 2) プレーンパッケージ導入によるたばこ対策の強化

たばこ包装上のデザインや色などは、たばこの味や香りの印象を与える傾向が強いことが懸念されていることから[7]、第11条施行のためのガイドラインでは、たばこ製品特有の色使い・画像・マークなどの使用が禁じられた「プレーンパッケージ」の導入を推奨している（表2-第26項目）。

いち早く導入したオーストラリア政府は、すべてのたばこのパッケージのロゴをなくし、喫煙が健康に及ぼす害について、画像で警告を入れなければならない、たばこパッケージに関する世界で最も厳格なプレーンパッケージに関する規制法案を2012年に提出し、現在、国内で販売されるたばこパッケージは全て、プレーンパッケージ（図3）に統一されている[8]。オーストラリアでは、プレーンパッケージを導入することにより、喫煙率が2010年から2013年の間に15.1%から12.8%にまでも減少しており、たばこ対策を進める上でも非常に有効な手段であることが実証されている。

しかしながら、近年、警告表示に関する活動が広まる中[3; 9]、警告表示を義務付けたアメリカ医薬食品局（FDA）に対して、「表現の自由」

に反する憲法違反であるとして、たばこ会社が訴訟を引き起こした例や[10; 11]、オーストラリアのプレーンパッケージの導入に対しても、商標の表示が知的財産上違憲であるとのたばこ会社の反対意見により、2012年8月に裁判も問題化した。結果として、豪高等裁判所は、違憲性がないとの指摘により、原告であるたばこ会社4社の訴えを退ける判決が下された。また、国民のプレーンパッケージに対する支持率に関しては、プレーンパッケージ導入前には28%であったのに対して、導入後は、喫煙が及ぼす健康影響に対する認識も徐々に高まることによって、49%と約2倍も上昇している[12]。

さらに、このようなオーストラリアでのプレーンパッケージ法案の導入を機に、2015年にイギリスやアイルランドでも同様の法案が可決され、現在フランスやニュージーランドでも導入が検討され、プレーンパッケージ法は世界的な広がりを見せている。

## 3) 含有物および排出物についての情報表示

FCTC 第11条では、たばこの外箱における健康警告の表示に加え、「たばこ製品の関連のある含有物及び排出物であって国内当局が定めるものについての情報を含める」とされており、日本では、たばこパッケージにニコチン及びタール量を数値で表示することを義務付けている（図1）。各国でも同様にニコチン、タール量を中心とした主流煙中の有害化学物質量の記載が行われている。これらニコチン及びタール量は、昨年度報告でも詳述したように、国際標準化機構（ISO）の定める自動喫煙装置を用いた標準化された方法により主流煙を捕集測定した数値であり[13]、他のたばこ製品との比較も容易に

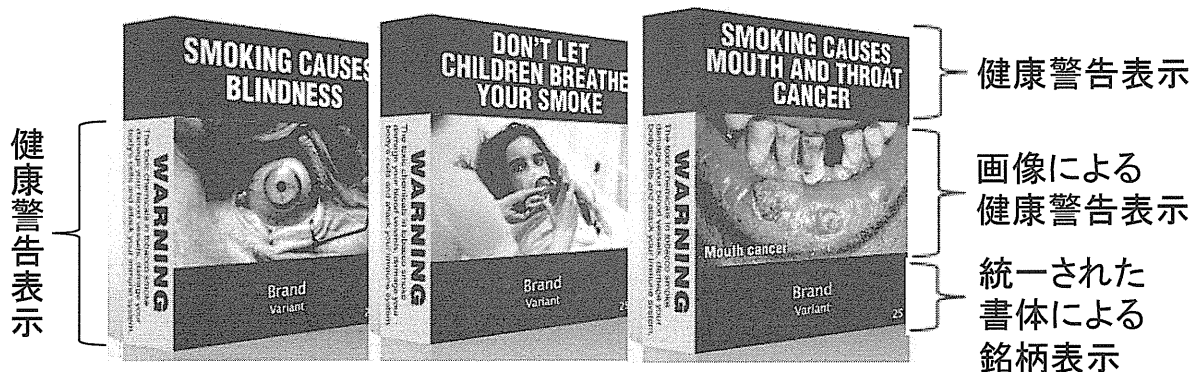


図3 オーストラリアのプレーンパッケージ



行える利点がある。しかしながら、喫煙者個人の曝露量は喫煙行動によって大きく異なるとともに、これらの数値を表示することは、多くの消費者に対し、いわゆる低タール・低ニコチンたばこが、有害物質の曝露も少なくリスクが低い、より安全なたばこであるという誤った認識を招く危険性も懸念されている[14-16]。さらに主流煙中の発がん性物質のたばこ特異的ニトロソアミン量は、ブレンドするたばこ葉の種類に依存するところも大きく、パッケージ表示のニコチン、タール量とは相関しない[17]。そのため第 11 条のガイドラインの中では、これらの数値を記載することを禁止することを求めている(表 2-第 21 項目)[2]。多くの国々では、パッケージ上における排出量の表示を取り除く傾向にある。

さらに、11 条では、ニコチン・タール以外にも、たばこから排出される有害成分の種類を適切に表記することも要求されており、実際にこれらの表記を導入しているカナダのパッケージには、「たばこの煙には発がん性物質のベンゼンが含まれる」、「たばこには 70 種類以上の発がん性物質が含まれる」などの表示も記載されている(表 2-第 22, 23 項目)。

また、「消費期限」の記載に関しても、それまでの使用であれば安全なものと誤った情報を提供することが懸念されることから表示しないことが求められている(表 2-第 24 項目)。

#### D. 結論：警告表示のインパクト

画像警告表示の導入は効果が高いことが報告されているが、喫煙率に及ぼすインパクトの評価として、画像警告表示を FCTC 発効以前の 2001 年に世界で初めて導入したカナダにおける効果が報告されている。その結果、画像警告表示の導入によりカナダにおける喫煙率の低減効果は 2.87-4.68 ポイントの低下(喫煙者を 12-20%低減する効果)と推定され、同時期の隣国アメリカの 33-53 倍の低減効果を認めたと報告されている[18]。

たばこ警告表示に関しては、喫煙者の禁煙行動、青少年を中心とした非喫煙者の喫煙誘導阻止両面から重要であり、社会的・心理学的アプローチを展開することが重要であることが早くから報告されている。その際には、若年男性には喫煙によりインポテンツの危険性が増すなどのメッセージを織り込むなど対象に応じた警告

の提示仕方も重要であることが述べられている[19]。

さらに禁煙者が喫煙を再開せず禁煙を継続する上でも、警告表示が目立つほど目に留める機会が高く禁煙継続に効果的であることが示されている[20]。

The International Tobacco Control Policy Evaluation Project (ITC プロジェクト)に基づき国際比較可能な質問紙を用いて日本の喫煙者のたばこ警告表示に関する認知に関して検討したところ、たばこ警告表示に気づいた人、たばこ警告表示をきっかけに健康への害を大いに考えた人、たばこ警告表示によって自分が禁煙する可能性が大いに高まると回答した人が、いずれも警告表示が進んでいる国に比較し、圧倒的に少なかった。文字だけで、長文の警告表示は、喫煙者に対しても読まれる機会は低く、たばこ規制の取組みから受けているインパクトが諸外国に比べ非常に小さいことが示されている[21]。

WHO による FCTC の発効により、世界各国では喫煙に対するさまざまなたばこ対策が進められ、中でも、画像による健康警告表示やプレーンパッケージの導入の先駆けとなったカナダやオーストラリアでは、規制の強化により喫煙率の低下にも大きく貢献してきている。このような好事例の影響により、ヨーロッパや東南アジア諸国においても、これに続く対策が急速に進められている。今後、国内での FCTC 第 11 条普及のため、たばこ警告表示を短く明確な文言を用い、より大きな文字・面積で示すとともに、少なくとも写真・画像警告表示の導入を早期に実現し、主に未成年者を対象とした喫煙に関する教育・啓発に力を注ぐとともに、喫煙者のためのクイットラインの表示を含め、総合的なたばこ対策をより一層強力に推進していく必要がある。

最後に、これらの成果に基づいて、「たばこのパッケージと警告表示」に関する最新の知見をまとめたファクトシートを作成した(別紙)。

#### 参考文献

1. WHO. 2003. 'WHO Framework Convention on Tobacco Control. ', Accessed 2016/01/31. <http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/42811/1/9241591013.pdf>.

2. WHO. 2008. 'Guidelines for implementation of Article 11 of the WHO Framework Convention on Tobacco Control (Packaging and labelling of tobacco products)'. Accessed 2016/01/31. [http://www.who.int/fctc/guidelines/article\\_11.pdf](http://www.who.int/fctc/guidelines/article_11.pdf).
3. WHO Tobacco Free Initiative (TFI). 2015. 'Tobacco control country profiles', Accessed 2016/01/31. [http://www.who.int/tobacco/surveillance/policy/country\\_profile/en/](http://www.who.int/tobacco/surveillance/policy/country_profile/en/)
4. Hitchman S. C., Driezen P., Logel C., Hammond D., Fong G. T. Changes in effectiveness of cigarette health warnings over time in Canada and the United States, 2002-2011, *Nicotine Tob Res*, 2014. 16: 536-43.
5. Vardavas C. I., Connolly G., Karamanolis K., Kafatos A. Adolescents perceived effectiveness of the proposed European graphic tobacco warning labels, *Eur J Public Health*, 2009. 19: 212-7.
6. Canadian Cancer Society. 2014. "Cigarette Package Health Warnings: International Status Report, Fourth Edition." In.
7. Yong H. H., Borland R., Cummings K. M., Hammond D., O'Connor R. J., Hastings G., King B. Impact of the removal of misleading terms on cigarette pack on smokers' beliefs about 'light/mild' cigarettes: cross-country comparisons, *Addiction*, 2011. 106: 2204-13.
8. Australian Government, Department of Health,. 2014. 'Tobacco plain packaging - Your guide'. <http://health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/tppbook>.
9. Hammond D. Health warning messages on tobacco products: a review, *Tob Control*, 2011. 20: 327-37.
10. Orentlicher D. The FDA's graphic tobacco warnings and the first amendment, *N Engl J Med*, 2013. 369: 204-6.
11. Bayer R., Johns D., Colgrove J. The FDA and graphic cigarette-pack warnings--thwarted by the courts, *N Engl J Med*, 2013. 369: 206-8.
12. Swift E., Borland R., Cummings K. M., Fong G. T., McNeill A., Hammond D., Thrasher J. F., Partos T. R., Yong H. H. Australian smokers' support for plain or standardised packs before and after implementation: findings from the ITC Four Country Survey, *Tob Control*, 2015. 24: 616-21.
13. 稲葉 洋平, 内山 茂久, 戸次 加奈江, 櫻田 尚樹. 【たばこ規制枠組み条約に基づいたたばこ対策の推進】 「FCTC 第 9、10 条 たばこ成分規制と情報開示」の実施 我が国もたばこ製品規制を実施する時期が来ている, *保健医療科学*, 2015. 64: 448-59.
14. Chapman S., Wilson D., Wakefield M. Smokers' understandings of cigarette yield labels, *Med J Aust*, 1986. 145: 376-9.
15. Pollay R. W., Dewhirst T. The dark side of marketing seemingly "Light" cigarettes: successful images and failed fact, *Tob Control*, 2002. 11 Suppl 1: I18-31.
16. O'Connor R. J., Kozlowski L. T., Borland R., Hammond D., McNeill A. Relationship between constituent labelling and reporting of tar yields among smokers in four countries, *J Public Health (Oxf)*, 2006. 28: 324-9.
17. 杉山 晃一, 稲葉 洋平, 大久保 忠利, 内山 茂久, 高木 敬彦, 櫻田 尚樹. 国産たばこ主流煙中たばこ特異的ニトロソアミン類の異なる捕集法を用いた測定, *日本衛生学雑誌*, 2012. 67: 423-30.
18. Huang J., Chaloupka F. J., Fong G. T. Cigarette graphic warning labels and smoking prevalence in Canada: a critical examination and reformulation of the FDA regulatory impact analysis, *Tob Control*, 2014. 23 Suppl 1: i7-12.

19. Strahan E. J., White K., Fong G. T., Fabrigar L. R., Zanna M. P., Cameron R. Enhancing the effectiveness of tobacco package warning labels: a social psychological perspective, *Tob Control*, 2002. 11: 183-90.
20. Partos T. R., Borland R., Yong H. H., Thrasher J., Hammond D. Cigarette packet warning labels can prevent relapse: findings from the International Tobacco Control 4-Country policy evaluation cohort study, *Tob Control*, 2013. 22: e43-50.
21. 仲下祐美子, 大島明, 増居志津子, 中村正和. たばこ規制に対するたばこ使用者を対象にした調査結果の国際比較, 厚生指針, 2016. in press.

#### E. 健康危険情報

なし

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

- (1) Tabuchi T, Kiyohara K, Hoshino T, Bekki K, Inaba Y, Kunugita N. Awareness and use of electronic cigarettes and heat-not-burn tobacco products in Japan. *Addiction*. 2016; 111(4): 706-713.
- (2) Uchiyama S, Hayashida H, Izu R, Inaba Y, Nakagome H, Kunugita N. Determination of nicotine, tar, volatile organic compounds and carbonyls in mainstream cigarette smoke using a glass filter and a sorbent cartridge followed by the two-phase/one-pot elution method with carbon disulfide and methanol. *J Chromatogr A*. 2015, 1426:48-55.
- (3) 大久保忠利, 稲葉洋平, 原泰子, 内山茂久, 樺田尚樹. 個人輸入たばこ及び同銘柄の国産たばこの主流煙中多環芳香族炭化水素及び変異原性及び葉中重金属の測定. *日本衛生学雑誌* 2016, 71(1):84-90.
- (4) 稲葉洋平, 宇津木里香, 大久保忠利, 内山茂久, 太田敏博, 樺田尚樹. 国産嗅ぎたばこ製品中のニコチン, たばこ特異的ニトロソアミン及び添加物の分析. *日本衛生学雑誌* 2016, 71(1):76-83.

##### 2. 総説・著書

- (1) 稲葉洋平, 内山茂久, 戸次加奈江, 樺田尚樹. 「FCTC 第 9, 10 条 たばこ成分規制と情報開示」の実施—我が国もたばこ製品規制を実施する時期が来ている— *保健医療科学* 2015, 64:448-459.
- (2) 戸次加奈江, 稲葉洋平, 内山茂久, 樺田尚樹. FCTC 第 11 条: たばこ製品の包装及びラベル上の警告表示に関する国際的動向 *保健医療科学* 2015, 64:460-468.
- (3) 樺田尚樹, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平. 無煙たばこ, 電子たばこ等新しいたばこおよび関連商品をめぐる課題 *保健医療科学* 2015, 64:501-510.

##### 2. 学会発表

- (1) 樺田尚樹, 稲葉洋平, 内山茂久, 緒方裕光, 戸次加奈江. 国内で販売される紙巻たばこ製品の通気率の分析. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会; 2016. 2. 27-28; 沖縄. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会抄録集 P-214.
- (2) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 樺田尚樹. 紙巻たばこの葉中アンモニア量の調査. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会; 2016. 2. 27-28; 沖縄. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会抄録集 P-215.
- (3) 樺田尚樹, 内山茂久, 稲葉洋平, 戸次加奈江. 電子タバコ蒸気の有害化学成分と健康影響. 教育講演 I 「電子タバコの危険性」 第 9 回日本禁煙学会学術総会; 2015. 11. 21-22, 熊本.
- (4) 樺田尚樹, 内山茂久, 稲葉洋平, 戸次加奈江. 電子タバコの成分分析と健康影響評価. シンポジウム 20 「わが国における電子たばこの規制のあり方について」 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6. 長崎
- (5) 妹尾結衣, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平, 中込秀樹, 樺田尚樹. 電子タバコから発生する化学物質の分析. 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6.
- (6) 小林明莉, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 太田敏博, 樺田尚樹. 無煙たばこから人口唾液へ移行する有害化学物質の

分析と移行率. 第 74 回日本公衆衛生学会  
総会 ; 2015. 11. 4-6.

- (7) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 緒方  
裕光, 櫻田尚樹. 低タール低ニコチン表  
示量の紙巻たばこフィルターの通気率分  
析. 第 74 回日本公衆衛生学会総会 ;  
2015. 11. 4-6.
- (8) 弘田駒乃, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山  
茂久, 太田敏博, 櫻田尚樹. 国内販売さ  
れる無煙たばこ製品に含まれる発がん関  
連物質の分析. 第 74 回日本公衆衛生学会  
総会 ; 2015. 11. 4-6.
- (9) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 緒方  
裕光, 櫻田尚樹. 電子たばこ充填液のニ  
コチン及びたばこ特異的ニトロソアミン  
の分析. フォーラム 2015 衛生薬学・環  
境トキシコロジー ; 2015. 9. 17-18 ; 神戸.  
フォーラム 2015 衛生薬学・環境トキシ  
コロジー講演要旨集 p. 253.

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

# たばこ製品の健康警告表示

## KEY FACT (要約)

- たばこ規制枠組条約に基づき、たばこ製品の包装およびラベルについて、虚偽、誤認、詐欺的な手段、有害性が低いなど誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いた販売は禁じられている
- 具体的には、健康警告表示は、大きく明瞭な内容で、たばこ製品の包装の主たる表示面の50%以上の面積を占めるべきであり、30%を下回るものであってはならないとされている。また、「ライト」、「マイルド」、「ロー・タール」などの用語の使用禁止が求められている
- わが国の健康警告表示は、枠組条約で求められている表示内容と比べて、面積が最低基準の割合であり、文字のみでかつ文字数が多いため、「大きく明瞭」ではなく、国際的に低い評価を受けている
- 今後、枠組条約に基づき、健康警告表示を短く明確な文言で、かつ大きな文字・面積で示すとともに、国際標準ともいえる写真などの画像付き警告表示の早期導入が必要である
- 画像付きの警告表示は、文字だけの表示に比べて、喫煙者の健康リスクに関する認識を高め、禁煙を促すとともに、若年者の喫煙開始を抑制する効果がある

## 1 なぜ必要か？

- 喫煙の健康リスクを示す確実な科学的証拠があるにもかかわらず、喫煙の健康影響について十分理解している喫煙者は少ないことが明らかになっています<sup>1)</sup>。
- 喫煙の健康影響をある程度認識している喫煙者においても、自分または他者に対する喫煙のリスクを過小評価する傾向にあることが知られています<sup>1,2)</sup>。
- 喫煙の健康影響に関する知識は特に低所得者や低学歴者において低く、健康格差を生む要因の一つとなっています<sup>3-5)</sup>。
- たばこ製品の包装に表示が義務づけられる健康警告は、全ての喫煙者に届くことが保証されており、喫煙者に喫煙のリスク情報を直接伝える上で有効かつ費用効果性に優れた方法です<sup>1,6)</sup>。
- たとえば1日20本の喫煙者では年間7000回以上、警告表示にさらされる機会があり<sup>7)</sup>、たばこの包装に健康警告をつける方法は、喫煙者へのリーチの大きさと頻度の多さから、重要な健康情報の伝達手段です<sup>6)</sup>。

### WHOのたばこ規制枠組条約と健康警告表示

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第11条(たばこ製品の包装およびラベル)とそのガイドライン<sup>8)</sup>において、締約国は、条約発効後3年以内(2008年まで)に、健康警告表示について以下のような効果的な措置を行うことが求められています。

その内容は、①たばこ製品の包装およびラベルについて、虚偽、誤認、詐欺的な手段、またはたばこ製品の特性や健康影響、排出物について誤った印象を生ずるおそれのある手段を用いてたばこ製品の販売を促進しないこと、具体的には、「ロー・タール」、「ライト」、「ウルトラ・ライト」又は「マイルド」の用語の使用禁止、②たばこ製品の包装に、たばこの使用による有害な影響を示した健康警告表示をつけることなどです。

警告表示は、大きく明瞭なものを複数の組み合わせを規定して交替で表示することとされています。主たる表示面の50%以上の面積であること、最低でも30%を下回るものであってはならないとされており、写真や絵などの画像を含めることができます。また、警告表示に加え、たばこ製品の含有物および排出物に関する国内当局が定める情報を含めることとされています。ただし、タールやニコチン等の排出量の表示については、排出量の少ない製品は健康リスクが低いとの誤解を招く恐れがあるため、禁止されています。

## 2 現状はどうか？

- わが国の警告表示は、財務省所管の「たばこ事業法」施行規則第36条の規定により、4種ずつ2表にまとめられた計8種類の警告文(たばこ事業法では「注意文言」)から1種類ずつ合わせて2種類をたばこ包装の主要2面にそれぞれ30%以上の面積を使って表示することが義務づけられています<sup>9)</sup>(図1)。
- わが国の警告表示は、枠組条約で求められている内容と比べて、面積が最低基準の割合であり、文字のみでかつ文字数が多いため、「大きく明瞭」ではありません。また、健康影響の軽重でなく、喫味の軽重を周知するのであれば、「ライト」、「マイルド」、「ロー・タール」などの用語を用いることが許されています。
- そのため、WHOの評価において、4段階評価の最低から2番目の評価にとどまっています。最低の評価とならなかったのは、面積30%の最低基準が満たされているからです<sup>10)</sup>。
- カナダがん協会が画像の有無と面積の大きさを198カ国を対象にランキングを行ったところ、わが国の警告表示は、110位と、低いレベルでした<sup>11)</sup>。
- 国際比較が可能な質問紙を用いた喫煙者調査によると、わが国では、比較した22カ国の中で、喫煙者が警告表示に気づく割合、表示をきっかけにたばこの害を考える割合、禁煙する可能性が高まると回答する割合が、規制が進んでいる国だけでなく、わが国と同程度の規制の国と比べても低い結果でした<sup>12)</sup>。
- カナダは2001年に世界で最も早く画像による警告表示を導入しました。2014年には、タイ、マレーシア、フィリピンなどの東南アジアの国々も含め、77カ国まで増加しました<sup>11)</sup>。同じ銘柄のた

ばこでも、国内とタイ(85%に画像警告を表示)とではパッケージデザインが全く異なります(図2)。

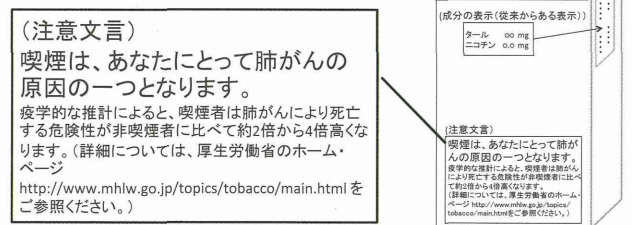


図1. 日本の警告表示の例(2016年3月末現在)



図2. 日本とタイの健康警告表示の例—同じ銘柄での比較

日本たばこ産業株式会社の主要銘柄メヴスで日本とタイの表示を比較。国内では主要面下部に30%のテキストでの注意文言のみであるが、タイでは主要面上部の85%に画像警告とともにキョットラインを含めた警告表示をつけて販売されています。

### 3 取り組むべきことは何か？

- 警告表示がたばこ製品の包装の主要面の50%以上の面積(可能な限り広い面積)を占めるよう規定すべきです。
- 警告表示は、短く明確な文言を大きな文字で記すべきです。
- 国際標準ともいえる写真などの画像付き警告表示を早急に導入すべきです。また、国際的に導入が始まっているプレーンパック

#### 含有物・排出物の情報表示－現状と課題

現在の包装には、たばこ事業法に基づいて国際標準化機構(ISO)の定めた方法で測定された主流煙中のニコチンとタール量が記載されています<sup>9)</sup>。しかし、ISO法に基づく排出量表示は、低タール・ニコチンの排出量が有害物質の曝露や健康リスクの低減を意味するなどの誤解を招く危険性が指摘されています<sup>13)</sup>。これに対してヘルスカナダ法(HCI法)は、実際の喫煙行動に近い喫煙法が用いられており、ISO法に比べて、たばこ主流煙中のタールやニコチン等の成分量が有意に高い値を示します<sup>13)</sup>。

枠組条約ではタールやニコチン等の排出量の表示は禁止されています。たばこ事業法に基づいてニコチンとタール量の表示を続けるのであれば、HCI法に基づく排出量の表示が求められます<sup>9)</sup>。また、11条のガイドラインにおいて、たばこから排出される有害成分の種類を適切に表示することが求められており、カナダで実施されているように、「たばこには70種類以上の発がん性物質が含まれる」等の表示が必要で<sup>9)</sup>。

ケースの導入にむけても検討を行うべきです(図3)。

- 警告表示とあわせて、クイットライン(電話による禁煙無料相談)の体制を整備して、その表示も義務づけるべきです。

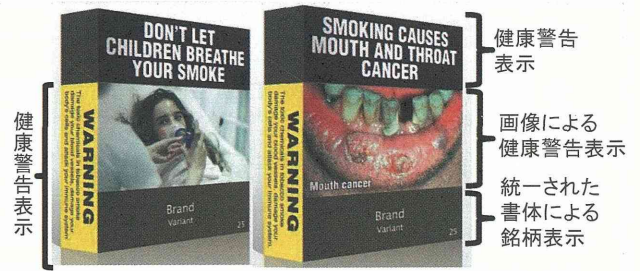


図3. 世界初のプレーンパッケージを導入したオーストラリアの警告表示の例

オーストラリアで2012年から始まったプレーンパッケージは、たばこ包装にブランドの色やロゴ、画像の使用を禁止し、代わりに警告表示の文字や画像を入れる新しい表示規制です。オーストラリアのほか、2015年に英国やアイルランドでも法案が可決されるなど、国際的に広がっています。

### 4 期待される効果は？

- 警告表示を義務づける政策は、たばこ税・価格の引き上げ等と同様、政府に費用がほとんどかからず、費用効果に優れた政策です。
- 大きく読みやすい文字と画像付きの警告表示は、文字だけの表示よりも、人々の目に触れやすく、喫煙者だけでなく、子どもや非喫煙者が、たばこの有害性に対して高い認識を持つことが可能になります<sup>8,9,14)</sup>。
- 画像付きの警告表示は、文字だけの表示よりも、効果に持続性があり、たばこ消費や喫煙率を減らす効果があります<sup>8,9,14)</sup>。
  - ①喫煙者に対して禁煙の動機を高め、禁煙試行を増やすことで禁煙を促します。
  - ②禁煙者が禁煙を継続する上でも効果があります。
  - ③若年者の喫煙の開始を抑制します。
  - ④警告表示の普及により、スモークフリー環境の整備など、他のたばこ規制に対する一般の受け入れにプラス効果があります。
- 海外において、喫煙率が高く識字率の低い集団にたばこに関する健康情報を伝える上で、画像付きの表示は不可欠です<sup>14)</sup>。
- 警告表示に合わせて、クイットライン(電話による禁煙無料相談)の連絡先を表示することで、その利用者が大幅に増加し、禁煙につながる効果があります<sup>8)</sup>。

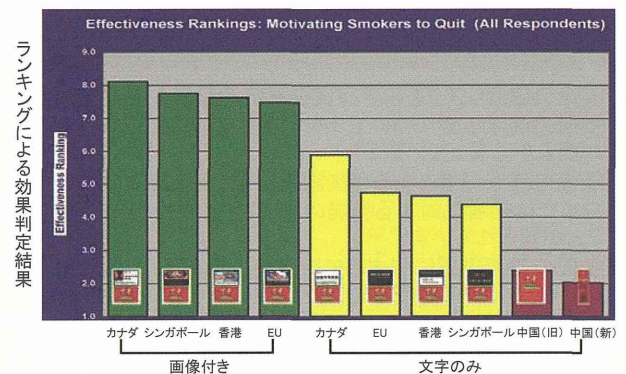


図4. 画像付きと文字のみの警告表示の比較－禁煙動機の強化

画像付きと文字のみの表示の効果と比較するため、同じ中国ブランドの製品にカナダ、EU、香港、シンガポールの警告表示を使って作成した計10種類の警告表示(うち2種類は中国の新旧の表示)を被験者(成人と未成年者)に示し、禁煙や喫煙防止の認知に与える影響を比較検討しました<sup>15)</sup>。その結果、喫煙者の禁煙動機を強化する効果(図4)と未成年者に喫煙を開始しないよう説得する効果のいずれにおいても、画像付きの表示の方がインパクトが大きかったことがわかりました。

### 5 よくある疑問や反論についてのQ&A

Q. 画像付きの健康警告表示を導入した場合、喫煙率の低下にどの程度のインパクトがありますか？

A. 画像付きの警告表示を枠組条約発効以前の2001年に世界で初めて導入したカナダにおける効果が報告されています。画像警告表示の導入によりカナダにおける喫煙率が2.87~4.68ポイント低下した(喫煙者を12~20%減少させる効果があった)との推計結果が報告されています<sup>16)</sup>。なお、オーストラリアで2012年に導入されたプレーンパッケージについても喫煙率の減少効果が観察されています<sup>17)</sup>。

Q. 警告表示規制は表現の自由を阻害しませんか？

A. オーストラリアのプレーンパッケージの導入に対して、商標表示に関し知的財産権侵害であるとたばこ会社からの反対があり、2012年に裁判として問題化しました。結果として、オーストラリア高等裁判所による違憲性がないとの指摘により、原告であるたばこ会社4社の訴えを退ける判決が下されました<sup>9)</sup>。

#### 【参考文献】

- 1) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, Implementing smoke-free environments, 2009.
- 2) Weinstein ND, et al: Smokers' unrealistic optimism about their risk. *Tob Control* 2005; 14: 55-59.
- 3) World Bank. *Curbing the Epidemic: Governments and the Economics of Tobacco Control*, 1999.
- 4) Siahpush M, et al: Socioeconomic and country variations in knowledge of health risks of tobacco smoking and toxic constituents of smoke: results from the 2002 International Tobacco Control (ITCS) Four Country Survey. *Tob Control* 2006; 15 Suppl 3: iii65-70.
- 5) Rutten, LJF, et al: Smoking knowledge and behavior in the United States: Sociodemographic, smoking status, and geographic patterns. *Nicotine Tob Res* 2008; 10: 1559-1570.
- 6) U.S. Department of Health and Human Services (HHS): *Prevention Tobacco Use Among Youth and Young Adults, A Report of the Surgeon General*, 2012.
- 7) Hammond D, et al: Impact of the graphic Canadian warning labels on adult smoking behavior. *Tob Control* 2003; 12(4): 391-395.
- 8) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, *Warning about the dangers of tobacco*, 2011.
- 9) 戸次加奈江, 他: FCTC第11条: たばこ製品の包装及びラベル上の警告表示に関する国際的動向. *保健医療科学* 2015; 64: 460-468.
- 10) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, *Raising taxes on tobacco*, 2015.
- 11) Canadian Cancer Society: *Cigarette Package Health Warnings: International Status Report*, Fourth Edition, 2014.
- 12) 仲下祐美子, 他: たばこ規制に対するたばこ使用者を対象にした調査結果の国際比較. *厚生指針* 2016. in press.
- 13) 稲葉洋平, 他: 「FCTC第9,10条 たばこ成分規制と情報開示」の実施 - 我が国もたばこ製品規制を実施する時期が来ている -. *保健医療科学* 2015; 64: 448-459.
- 14) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, *The MPOWER Package*, 2008. (日本語訳: [http://whqlibdoc.who.int/publications/2008/9789241596282\\_jpn.pdf](http://whqlibdoc.who.int/publications/2008/9789241596282_jpn.pdf))
- 15) Fong GT, et al: Perceptions of tobacco health warnings in China compared with picture and text-only health warnings from other countries: an experimental study. *Tob Control* 2010; 19 Suppl 2: i69-77.
- 16) Huang J, et al: Cigarette graphic warning labels and smoking prevalence in Canada: a critical examination and reformulation of the FDA regulatory impact analysis. *Tob Control* 2014; 23 Suppl 1: i7-12.
- 17) Australian Government Department of Health: *Post-Implementation Review Tobacco Plain Packaging* 2016.

本ファクトシートは、平成27年度厚生労働科学研究費補助金による循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ規制枠組条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究」班(研究代表者 中村正和)の補助金の助成を得て作成しました。

作成担当: 榎田尚樹(国立保健医療科学院)、中村正和(公益社団法人地域医療振興協会)

厚生労働科学研究費補助金 (循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)  
分担研究報告書

わが国の現状と課題の抽出・課題解決の方策の検討  
第 13 条 たばこ製品の広告、販売促進、後援活動

研究分担者 曾根 智史 (国立保健医療科学院 次長)

研究要旨

たばこ規制枠組み条約 (FCTC) 第 13 条「たばこ製品の広告、販売促進、スポンサー活動」について、過去 2 年間検討した結果をファクトシートにまとめた。

- ・たばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止は、たばこ会社がたばこ製品を販売する妨げとなり、先進国、途上国を問わず、たばこの消費を減少させる
- ・部分的な禁止では、抜け道を使われ、効果が薄くなる
- ・わが国では現在、広告等制限の具体的内容はたばこ業界による自主規制によっており、包括的禁止にはほど遠い状況である
- ・企業広告、後援や CSR 活動もたばこ宣伝の一部であるとの共通認識が必要であるの四点をキーメッセージとして国民に明確に伝えて、この問題に対する理解を得ていく必要がある。

A. 研究目的

たばこ規制枠組み条約 (以下、FCTC) 第 13 条 たばこ製品の広告、販売促進、スポンサー活動 (Tobacco advertising, promotion and sponsorship) は、下記の通りである。

- ・広告、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止がたばこ製品の消費を減少させる
- ・締約国は、自国の憲法またはその原則に従い、あらゆるたばこの広告、販売促進、スポンサー活動を禁止する。
- ・自国の憲法またはその原則のために、あらゆるたばこの広告、販売促進、スポンサー活動を禁止できない締約国は、これらに制限を課する。

平成 25、26 年度は、第 13 条に書かれている政策について、わが国の現状、国内の関連法規、たばこ規制にあたっての法的課題、今後の対策に向けた課題について検討を行い、たばこ製品の広告、販売促進、スポンサー活動の規制のためにはどのような対策が必要か

を検討した。平成 27 年度は、これらの検討結果をファクトシートにまとめた。

B. 研究方法

平成 25、26 年度に検討しまとめた内容をもとに 2 ページからなるファクトシートを作成した。

C. 研究結果

作成したファクトシートを別紙に示す。

たばこ広告、販売促進、後援の禁止がなぜ必要か、については、たばこ消費への影響、若者の喫煙への影響を述べ、部分的な禁止は効果が薄いこと、CSR (Cooperate Social Responsibility : 企業の社会的責任) 活動も規制回避策として使われてしまうので同様に禁止されるべき旨を記した。

現状については、わが国は FCTC の広告、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止を実現していないこと、その他の点でも世界的に

みても極めて低い水準にあること、たばこ事業法に定める広告が狭い範囲に限定されていること、業界による自主規制の範囲も限定されており、結果として、企業広告、後援活動、CSR活動が幅広く実施されていることを記した。

取り組むべきことについては、FCTC 第 13 条の完全実施で、そのためには諸外国のような法制化も視野に入れて検討をすべきである旨を記した。

期待される効果については、包括的禁止によりたばこの消費量が減ること、部分的な禁止は効果が薄いことを記した。

よくある疑問や反論についての Q&A に関しては、法的な規制の必要性、たばこ会社による後援や CSR 活動の是非となくなった場合の影響について回答の形で記した。

#### D. 考察

以上のように、過去 2 年間の成果をファクトシートにまとめた。結果やファクトシートにも書いたように、わが国のたばこ関連の広告、販売促進、後援活動等の規制は大きく立ちおくれしており、今後、国民の理解を得ながら少しでも前進させる必要がある。

ファクトシートの Key Fact (要約) にも記したように、

- ・たばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止は、たばこ会社がたばこ製品を販売する妨げとなり、先進国、途上国を問わず、たばこの消費を減少させます
- ・部分的な禁止では、抜け道を使われ、効果が薄くなります
- ・わが国では現在、広告等制限の具体的内容はたばこ業界による自主規制によっており、包括的禁止にはほど遠い状況です
- ・企業広告、後援や CSR 活動もたばこ宣伝の一部であるとの共通認識が必要です

の四点を明確に伝えていくと同時に、推進に必要な科学的根拠を少しでも多く公表していくよう努めなければならない。

#### E. 結論

たばこ規制枠組み条約 (FCTC) 第 13 条「たばこ製品の広告、販売促進、スポンサー活動」について、過去 2 年間検討した結果をファクトシートにまとめた。

- ・たばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止は、たばこ会社がたばこ製品を販売する妨げとなり、先進国、途上国を問わず、たばこの消費を減少させる
  - ・部分的な禁止では、抜け道を使われ、効果が薄くなる
  - ・わが国では現在、広告等制限の具体的内容はたばこ業界による自主規制によっており、包括的禁止にはほど遠い状況である
  - ・企業広告、後援や CSR 活動もたばこ宣伝の一部であるとの共通認識が必要である
- の四点をキーメッセージとして国民に明確に伝えて、この問題に対する理解を得ていく必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 研究発表

- (1) 曾根智史. FCTC 第 13 条たばこ製品の広告、販売促進、スポンサー活動 保健医療科学 2015, 64:469-474.

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし



# たばこの広告、販売促進、後援活動の禁止

## KEY FACT (要約)

- たばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止は、たばこ会社がたばこ製品を販売する妨げとなり、先進国、途上国を問わず、たばこの消費を減少させる
- 部分的な禁止では、他の禁止されていない手段を使われ、効果が小さくなる
- わが国では現在、広告等の制限はたばこ業界による自主規制にもとづいており、包括的禁止にはほど遠い状況にある
- 企業広告、後援やCSR活動もたばこ宣伝の一部であるとの共通認識が必要である

## 1 なぜ必要か？

- たばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止は、たばこ会社がたばこ製品を販売する妨げとなり、先進国、途上国を問わず、たばこの消費を減少させます<sup>1)</sup>。
- 特に若者のたばこ使用を抑制するとされています<sup>1)</sup>。
- たばこ広告、販売促進、後援活動は、包括的に禁止されるべきで、部分的な禁止では、他の禁止されていない手段を使われ、効果が小さくなります<sup>1)</sup>。
- CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 活動も強力なたばこ規制策を回避するための言い訳に使われてしまうので、たばこ広告、販売促進、後援活動と同様に禁止されるべきであるとされています<sup>1)</sup>。

### WHO のたばこ規制枠組条約と広告、販売促進、後援活動の禁止

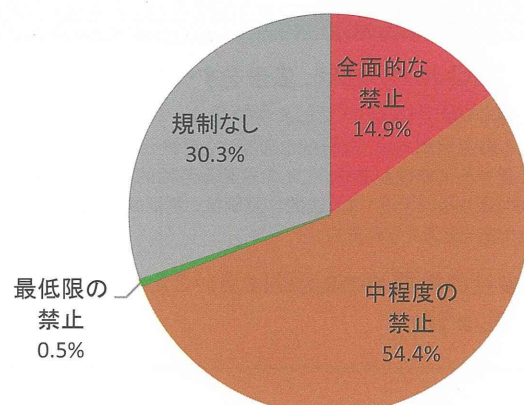
わが国が批准している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第13条(たばこの広告、販売促進、後援活動の包括的禁止)のガイドライン<sup>1)</sup>では、たばこの広告、販売促進、および後援活動の包括的な禁止は、以下のものを対象としなければならないと勧告されています。

- ①例外なく全ての広告と販売促進、および後援、②直接的または間接的な広告、販売促進、および後援、③販売促進を目的とする行動、および販売促進効果を有する、あるいは有するおそれのある行動、④たばこ製品およびたばこの使用のプロモーション、⑤商業的な情報伝達、および商業的な奨励および行動、⑥催し、活動、または個人に対するあらゆる種類の寄附、⑦たばこのブランド名の広告およびプロモーション、ならびに全ての企業プロモーション、⑧伝統的な媒体(印刷、テレビ、ラジオ)および、インターネット、携帯電話、その他の新技術ならびに映画も含めた、あらゆるメディア・プラットフォーム

## 2 現状はどうか？

- わが国は、FCTC第13条に定められた「あらゆるたばこの広告、販売促進、後援活動の包括的禁止」を実施できていません。WHOの2015年の報告書において、わが国は、広告、販売促進、後援活動の制限は自主規制にもとづいているため、4段階のうち最低の評価でした<sup>2)</sup>。
- 上述の報告書において、評価の詳細をみると、わが国は、直接的なたばこ広告の禁止については、提示された9つの詳細項目のうち、6項目が規制なし、残り3項目が条件付きの規制なしでした(国内テレビ・ラジオでの広告、国際テレビ・ラジオでの広告、バス・タクシー・飛行機での広告はいずれも事実上行われていないので、条件付きの規制なしとされた)。たばこの販売促進と後援活動の禁止については、提示された17個の詳細項目のうち、16項目が規制なし、残り1項目が条件付きの規制なし(販売促進のための割引は認められていないが、成人に対する販売促進のための寄贈や提供は許されている)でした<sup>2)</sup>。いずれも規制レベルが極めて低いことがわかります。
- 2014年の時点で29カ国(14.9%)が<sup>3)</sup>、たばこ広告、販売促進、後援活動を全面的に禁止しています<sup>2)</sup>(図1)。これは世界人口の12%にあたります。
- 南東アジア地域と西太平洋地域の計38カ国のうち、広告、販売促進、後援活動の禁止において、4段階のうち最低の評価にとどまっているのは、日本、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、ニウエ、韓国、東ティモールの8カ国です<sup>2)</sup>。
- たばこ事業法第40条2項に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が策定されていますが、これは「たばこ広告を過度にわたらないように行うことを目的」に、たばこ広告を行う際に留意すべき点、あるいは個人が自己責任において喫煙を

選択するか否かを判断するための環境整備に資する点を示したものです<sup>3,4)</sup>。配慮や注意喚起、情報提供が主体であり、「企業広告、喫煙マナー広告は含まれない」とされています。



(WHO REPORT ON THE GLOBAL TOBACCO EPIDEMIC, 2015)

図1. 世界のたばこ広告、販売促進、後援活動の規制状況

たばこ広告、販売促進、後援活動を全面的に禁止している29カ国  
ブラジル、ウルグアイ、コロンビア、スペイン、ロシア、トルコ、ネパール、エリトリア、ガーナ、ギニア、ケニア、ジブチ、チャド、トーゴ、ニジェール、マダガスカル、モーリタニア、リビア、スリナム、パナマ、モルディブ、アルバニア、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、バーレーン、キリバス、ツバル、バヌアツ

- 上記の広告指針<sup>4)</sup>の策定に合わせて財団法人日本たばこ協会が「製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準」を策定しています<sup>5)</sup>。これは、①テレビ、ラジオ、映画、TVボード、インターネットサイト(ただし、技術的に成人のみを対象とすることが可能な場合を除く)及び屋外広告看板、公共交通機関などの公共性の高い場所の広告媒体(たばこの販売場所及び喫煙所を除く)での製品広告は行わないこと、②新聞、雑誌等の印刷出版物については、未成年者向けのものには製品広告を行わないこと、及び広告の掲載面及び面積を限定し、日刊新聞紙については広告回数を制限すること、③未成年者を対象としたり、未成年者に訴求する製品広告・販売促進・後援活動は行わないこと、としています。CSR活動には言及していません。
- 業界の自主規制によって、たばこの製品広告はテレビでは放映

されなくなりましたが、JT(日本たばこ産業)による企業広告CMが放映されており、乳幼児を含む未成年者を写したCMもあります<sup>6)</sup>。

- 個別ブランドの販売促進を目的としていない後援活動は、自主規制の範疇から外れています。JTは、男女バレーボールの社会人チームを持ち、男子ゴルフの国内メジャー大会を運営しています<sup>6)</sup>。また、たばこ塩の博物館、JT生命誌研究館の運営や、関連財団を通じた、オーケストラ等の音楽活動の支援を行っています<sup>6)</sup>。
- CSR活動については、NPO活動助成金、国内外の学生に対する大学奨学金、スポーツ教室、植林活動など、未成年が対象あるいは関与する様々な活動を行っています<sup>6)</sup>。

### 3 取り組むべきことは何か？

- FCTC第13条に定められた「あらゆるたばこの広告、販売促進、後援活動の包括的禁止」を実現するべきです。
- 業界による自主規制では、規制の範囲や程度が不十分で、包括的禁止は実現できません。FCTCが求める基準を満たすためには、諸外国のようにたばこ広告、販売促進、後援活動の包括的禁止の法制化を視野に入れて検討するべきです。
- CSR活動も強力なたばこ規制策を回避するための言い訳に使われてしまうので、たばこ広告、販売促進、後援活動と同様に禁止されるべきです。
- 子ども対象の後援活動、CSR活動については、未成年者喫煙防止の観点から、規制の早期導入を検討するべきです。

### 4 期待される効果は？

- 国レベルでたばこの広告、販売促進、後援活動の包括的禁止の効果を対策前後で比較した研究によると、たばこの消費量は国によって違いがありますが、最大16%減少しました<sup>7)</sup>。法律で包括的に禁止した14カ国とそうでない78カ国を比較すると、禁止した国では、10年間でたばこの消費量の顕著な減少(9% vs 1%)がみられました(図2)。
- 包括的禁止により、収入や教育歴にかかわらず、すべての人々のたばこ使用が減少します<sup>1,7)</sup>。特にたばこ広告の影響を受けやすい若者の喫煙防止に効果があります<sup>1)</sup>。
- 部分的な禁止では、たばこ会社は速やかに他の禁止されていないマーケティング手法にシフトしてしまうので効果が小さくなります<sup>1)</sup>。また、自主規制も効果が十分ではありません<sup>1)</sup>。
- 包括的禁止によって、マスメディアにたばこ会社の広告費が流れることを防止することができ、たばこに関する報道の中立性が担保されるようになると考えられます。

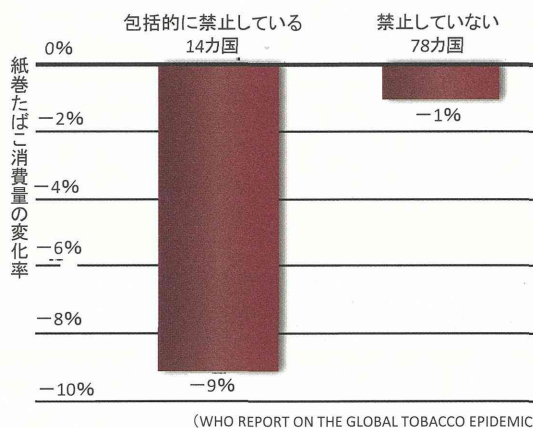


図2. たばこ広告禁止法の効果—導入10年後のたばこ消費量の変化

### 5 よくある疑問や反論についてのQ&A

- Q. 自主規制がされていれば、広告をすべて法律で禁止する必要はないのではないのでしょうか？
- A. 業界による自主規制では、部分的な規制にとどまったり、新たな宣伝の方法を許容する可能性があり、FCTCの求める包括的禁止は実現できません。諸外国の状況を見ても、法的な規制は、包括的禁止を実現する有力な手段であると考えられます。
- Q. たばこ会社の後援やCSR活動は良いこともしているのではないのでしょうか？
- A. 海外では、数年間の移行期間を設けたり、公的な基金を作って財政等の支援の肩代わりをするなど、禁止の影響が最小限になるように配慮するところもあります。
- A. 活動の善し悪しと広告の問題は分けて考える必要があります。たばこ会社を実施する後援やCSR活動が広告の一種であり、未成年者を含む国民に喫煙等に関して影響を及ぼす可能性があることが問題なのです。

#### 【参考文献】

- 1) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, Enforcing bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship, 2013.
- 2) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, Raising taxes on tobacco, 2015.  
(Country profile, Japan: [http://www.who.int/tobacco/surveillance/policy/country\\_profile/jpn.pdf?ua=1](http://www.who.int/tobacco/surveillance/policy/country_profile/jpn.pdf?ua=1))
- 3) たばこ事業法 (<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S59/S59H0068.html>)
- 4) 財務省: 製造たばこに係る広告を行う際の指針 ([https://www.mof.go.jp/tab\\_salt/tobacco/koukoku20040308.pdf](https://www.mof.go.jp/tab_salt/tobacco/koukoku20040308.pdf))
- 5) 日本たばこ協会: 製造たばこに係る広告、販売促進活動及び包装に関する自主規準 ([http://www.tioj.or.jp/activity/pdf/070727\\_01.pdf](http://www.tioj.or.jp/activity/pdf/070727_01.pdf))
- 6) JTウェブサイト (<http://www.jti.co.jp/>)
- 7) WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, The MPOWER Package, 2008.  
(日本語訳: [http://whqlibdoc.who.int/publications/2008/9789241596282\\_jpn.pdf](http://whqlibdoc.who.int/publications/2008/9789241596282_jpn.pdf))

たばこによる健康被害の法的・倫理的評価と国内法の課題の検討  
電子タバコ・無煙タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究

研究分担者 田中 謙（関西大学法学部教授）

[研究要旨]

近年、世界的に電子タバコ（Electronic Cigarettes, e-cigarette）や無煙タバコ（Smokeless Tobacco）の使用が急速に普及してきているが、電子タバコ・無煙タバコの現状と問題点として、①電子タバコや無煙タバコの有害性や健康への影響が解明されていない、②電子タバコや無煙タバコの有害性や健康への悪影響（健康リスク）がある、③従来の紙巻きタバコとの併用による二重使用（デュアル・ユース）による悪影響も指摘することができる、④電子タバコや無煙タバコが、非喫煙者（特に未成年者）を紙巻きタバコに誘導するゲートウェイになっている、といった問題点を指摘することができよう。

次に「電子タバコ・無煙タバコ規制の法システムの問題点」としては、①「葉タバコ」を原料としているものは医薬品医療機器等法の対象外である、②ニコチンを含まないとして販売されている電子タバコにもニコチンが含有されている、③ニコチン以外にも有害な物質が含まれている、といった問題点を指摘することができる。

以上、「電子タバコ・無煙タバコの現状と問題点」および「電子タバコ・無煙タバコ規制の法システムの問題点」を踏まえると、「電子タバコや無煙タバコ規制をめぐる今後の法制的課題」として、①厚生労働大臣による許可制を導入する、②ニコチンを含む電子タバコを販売している業者に対する規制を強化する、③ホルムアルデヒドとタバコ特異的ニトロソアミンの2つの基準を追加し、これらの有害物質を含む電子タバコ等も医薬品医療機器等法の対象とする、④現行のたばこ事業法を廃止したうえで、「タバコ取締法」といった全く別の法律を策定すべきである、⑤現行法で対応するという場合には、たばこ事業法よりも医薬品医療機器等法で対応する、などの法制的課題を指摘することができる。

昨年度の報告書においては、タバコに対する「行政的規制」の強化が必要不可欠であり、タバコ規制をめぐる今後の法制的課題として、受動喫煙防止施策、未成年者喫煙防止施策、喫煙者減少施策という3つの視点から具体的なタバコ規制を強化する必要がある旨の指摘をした。しかし、一方で、現行の法システムを所与のものとして「具体的なタバコ施策」について検討するだけでは不十分であり、「抜本的な改革」も必要である。具体的には、現行の法システムを前提とするのではなく、本来あるべき姿を模索するのであれば、①現行のたばこ事業法を廃止したうえで、②包括的な「タバコ取締法」を策定すべきであろう。また、③タバコ事業に関する権限を財務省から厚生労働省へ移管すべきであろうし、④将来的には、「受動喫煙防止」という観点から、喫煙場所を包括的に制限する法律や条例を制定することも望まれよう。さらには、⑤「喫煙の自由」を否定するとともに、⑥タバコを全面的に販売禁止とすることも必要であると考えられる。

## A. 研究目的

本研究は、「タバコ規制枠組み条約の趣旨を踏まえつつ、日本においては、どのような行政法上の手法を用いて電子タバコ規制および無煙タバコ規制をすべきか」という視点から、「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題」を提示することを目的としている。なお、以下の考察は、田中謙「電子タバコ規制・無煙タバコ規制をめぐる今後の法制的課題」関西大学法学論集 66 巻 1 号 (2016 年 5 月公表予定) の要点をまとめるとともに、加筆修正したものである。

## B. 研究方法

現在、タバコに対して何らかの規制をしている法律としては、「未成年者喫煙禁止法」(1900 年策定)、「たばこ事業法」(1984 年) (もっとも、同法は、規制というよりはタバコを推進している面が強い悪の元凶である)、「たばこ税法」(1984 年)、「労働安全衛生法」(1992 年、2014 年改正)などがあげられ、最近では、「健康増進法」(2002 年)も策定されたほか、世界レベルの「タバコ規制枠組み条約 (WHO Framework Convention on Tobacco Control : 以下、「FCTC」という) (2003 年採択、2005 年効力発生)も採択された。また、現在、多くの地方公共団体で、いわゆる「路上喫煙禁止条例」(2002 年以降、各地で策定)が策定されるようになったほか、神奈川県や兵庫県では、「受動喫煙防止条例」(2009 年、2012 年)が策定されている。以上の条約、法

律、条例に基づく各種のタバコ規制、とりわけ、受動喫煙防止を目的とする各種のタバコ規制が強化されるようになり、それに伴って、以前と比べると、喫煙できる場所も少なくなってきた。

一方で、近年、世界的に、電子タバコ (Electronic Cigarettes, e-cigarette) や無煙タバコ (Smokeless Tobacco) の使用が急速に普及してきており、2014 年 10 月にモスクワで開催された WHO (The World Health Organization : 世界保健機関) の FCTC 第 6 回締約国会議 (COP6) では、電子タバコが主要なテーマの 1 つとして議論された<sup>1</sup>。

日本においても、近年、電子タバコや無煙タバコといった製品が販売されるようになってきた。たとえば、非燃焼加熱式の電子タバコについて、日本たばこ産業 (以下、「JT」という) は「Ploom (プルーム)」を 2013 年 12 月から販売している<sup>2</sup>し、フィリップモリスも「iQOS (アイコス)」を 2014 年 11 月から販売している<sup>3</sup>。また、無煙タバコについても、JT は、「ZERO STYLE (ゼロ・スタイル)」という嗅ぎタバコを 2010 年 5 月から販売している<sup>4</sup>ほか、「SNUS (スヌース)」という湿性嗅ぎタバコを 2013 年 8 月から販売している<sup>5</sup>。

筆者は、前述の条約、法律、条例の法システムを踏まえて、タバコ規制をめぐる今後の法制的課題を指摘したことがある<sup>6</sup>が、本稿は、電子タバコ・無煙タバコの現状と問題

<sup>1</sup> See Sixth session Moscow, Russian Federation, 13–18 October 2014 Provisional agenda item 4.4.2 FCTC/COP/6/10 21 July 2014, Electronic nicotine delivery systems Report by WHO, available at [http://apps.who.int/gb/fctc/PDF/cop6/FCTC\\_CO\\_P6\\_10-en.Pdf](http://apps.who.int/gb/fctc/PDF/cop6/FCTC_CO_P6_10-en.Pdf) (last visited December 28, 2015).

<sup>2</sup> JT のウェブサイト ([http://www.jti.co.jp/investors/press\\_releases/2013/1128\\_01.html](http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2013/1128_01.html)) 参照 (2015 年 12 月 21 日閲覧)。

<sup>3</sup> フィリップ モリス ジャパンのウェブサイト ([http://www.pmi.com/ja\\_jp/media\\_center/](http://www.pmi.com/ja_jp/media_center/)

[press\\_releases/Pages/20141008.aspx](http://www.pmi.com/ja_jp/media_center/press_releases/Pages/20141008.aspx)) 参照 (2015 年 12 月 21 日閲覧)。

<sup>4</sup> JT のウェブサイト ([http://www.jti.co.jp/investors/press\\_releases/2010/0317\\_01/index.html](http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2010/0317_01/index.html)) 参照 (2015 年 12 月 21 日閲覧)。

<sup>5</sup> JT のウェブサイト ([http://www.jti.co.jp/investors/press\\_releases/2013/0613\\_01.html](http://www.jti.co.jp/investors/press_releases/2013/0613_01.html)) 参照 (2015 年 12 月 21 日閲覧)。

<sup>6</sup> 筆者によるタバコ規制に関する著書としては、田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014 年)がある。また、論文としては、